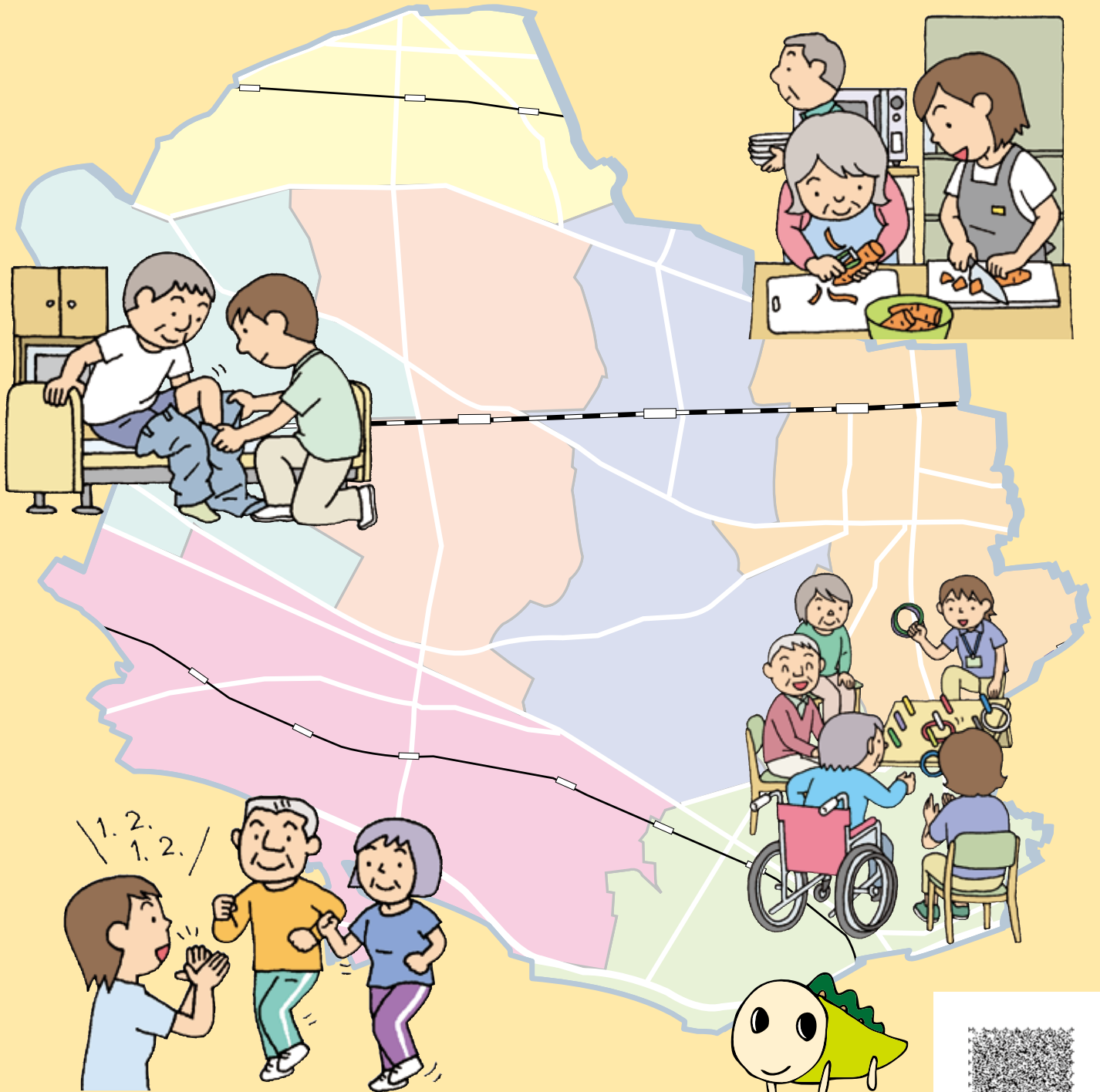


令和6年度

自分らしく、住み慣れた地域で暮らすために

介護保険

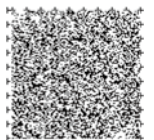
利用者ガイドブック



令和6年6月



杉並区



介護保険に関するお問い合わせ一覧

問い合わせ項目	担当課	電話番号
介護に関する相談 要介護（要支援）認定申請 介護予防や生活支援の相談・申請	地域包括支援センター （ケア24）	43ページの一覧を ご覧ください。
要介護（要支援）認定申請	介護保険課認定係	03-5307-0653(直通)
要介護（要支援）認定の進捗状況	介護保険課認定係	03-5307-0797(直通)
介護保険サービスの利用者負担割合・ 給付・利用者負担の軽減	介護保険課給付係	03-5307-0655(直通)
介護保険料	介護保険課資格保険料係	03-5307-0654(直通)
介護保険サービスに関する苦情・相談	介護保険課事業者係	03-3312-2111(代表)
介護予防訪問事業・自立支援訪問事業 介護予防通所事業・自立支援通所事業	介護保険課	03-3312-2111(代表)
訪問型短期集中プログラム 通所型短期集中プログラム	高齢者在宅支援課	03-3312-2111(代表)
一般介護予防事業	杉並保健所 保健サービス課 （荻窪保健センター）	03-3391-0015(直通)

介護保険制度とは…

加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、
個人としての尊厳を保持し、できる限り自立した日
常生活を送れるよう、必要なサービスを総合的かつ
一体的に提供するため、社会全体で支え合う制度です。



介護保険のしくみ

- みんなで支えあう制度です 2
- 介護保険の被保険者 3

サービスの利用のしかた

- 申請からサービス利用までの流れです 4
- 要介護（要支援）認定の申請、認定調査・主治医意見書 5
- 審査・判定、認定結果の通知 6
- 要介護状態区分 7
- 介護予防サービスの利用のしかた、介護予防・生活支援サービス事業の利用のしかた 8
- 介護サービスの利用のしかた 9
- サービスを利用する前にご確認ください 10

サービスの種類

- 介護保険サービスの種類 11
- 居宅サービス 11
- 訪問介護の対象について 12
- 施設に通う 15
- 施設に入って利用するサービス 16
- 住まいの環境を整える 18
- 地域密着型のサービス 20
- 施設サービス 23

総合事業など

- 介護予防・日常生活支援総合事業など 24
- 介護予防・生活支援サービス事業 24
- 一般介護予防事業 25
- 高齢者在宅サービスのご案内 26
- 介護サービスに関する相談 29

利用者負担の支払い

- サービスを利用したときは利用者負担分を支払います 30
- 介護保険で利用できる額には上限があります 31
- 施設を利用した場合の食費・居住費（滞在費）の負担限度額 32
- 高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度 33
- 各種軽減制度等 34

介護保険料

- 介護保険料は大切な財源です 36
- 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料 37
- 保険料の納め方 38
- 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の介護保険料 39
- 税金の控除 40
- 介護保険サービスにおける医療費控除の取扱い 41

地域包括支援センター

- 地域包括支援センター（ケア24）とは 42
- 地域包括支援センター（ケア24）一覧表 43
- 地域包括支援センター（ケア24）MAP 44

介護保険のしくみ

サービスの利用のしかた

サービスの種類

総合事業など

利用者負担の支払い

介護保険料

地域包括支援センター